

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報について情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの保護者等の個人番号カードの写し等の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする前に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金管理台帳、高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

高等学校等就学支援金の支給に関する特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表 123の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部学事法制課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部学事法制課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号 099-286-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部学事法制課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号 099-286-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底することや住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを遵守している等を徹底する運用としているため。マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	私立高等学校等奨学給付金事務における特定個人情報取扱規程(学事法制課)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表二113の項	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第7号 別表二 113の項	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部学事法制課 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町	総務部学事法制課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに係る問合せ	総務部学事法制課 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町	総務部学事法制課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	表紙評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)に係る個人情報保護評価書	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校) 基礎項目評価書	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	I-1-①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月25日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第7号 別表二 113の項	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表二 113の項	事後	令和3年度9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う
令和4年6月2日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	令和6年度5月27日に一部施行された番号利用法の改正
令和6年8月27日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表二 113の項	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表 123の項	事後	令和6年度5月27日に一部施行された番号利用法の改正
令和7年9月8日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	IV-8 入手を介在させる作業 IV-11 最も優先度が高いと	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和8年7月30日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人未満	事後	制度改正に伴う対象人数の修正
令和8年7月30日	II-1 対象人数 II-2 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)